

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「TURN STRANGER TO STRONGER (ハグレモノをツワモノに)」をミッションに掲げており、「ファッションブランドを纏うことで、未知の才能をもつ世界中のハグレモノが、そのズレを強さに反転させられるように」という願いをもとに、複数のブランドの創造を図ることでミッションの実現に取り組んでおります。その実現のため、長期的かつ健全な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
片石 貴展	1,275,900	27.17
株式会社ZOZO	900,000	19.16
株式会社pool	444,300	9.46
山口 貴弘	234,600	4.99
野村信託銀行株式会社(信託口)	229,700	4.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	165,600	3.53
瀬之口 和磨	141,600	3.01
AKパートナーズ株式会社	90,900	1.94
山本 英俊	63,000	1.34
J.P.MORGAN SECURITIES PLC (JPモルガン証券会社)	27,300	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 持株比率は、自己株式(297株)を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の取締役のうちその他の関係会社である株式会社ZOZOの業務執行を行っている者は1名のみであり、当社の取締役4名の半数に至る状況ではないことから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。また、独立性を一層高める観点から、東京証券取引所の定める独立性基準に基づく独立社外取締役を1名、独立社外監査役を3名選任しており、当該役員が独立した立場で適切な業務執行及び監督を行っております。なお、経営に関する意思決定や事業運営は、親会社等への報告・承認等の必要はありません。今後、子会社上場における少数株主保護の重要性も踏まえ、独立社外取締役の増員について検討を行う方針です。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 翔平	他の会社の出身者											
廣瀬 文慎	他の会社の出身者					○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 翔平	○	-	上場会社における経理財務並びに経営企画業務及びスタートアップの会社での取締役・監査役の経験から、ファイナンスや事業運営・企業経営、企業ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、議案審議等に助言・提言を得られるとの判断から選任しております。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
廣瀬 文慎		-	株式会社ZOZOなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営やアパレル産業に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、議案審議等に助言・提言を得られるとの判断から選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等につき共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。具体的には、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席するミーティングを少なくとも四半期に一度、実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井桁 遥	他の会社の出身者													
千原 真衣子	弁護士													
石久保 好明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井桁 遥	○	-	上場会社及び上場準備会社における株主総会、IR、株式事務、M&Aを含む総務・法務等の経験から、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、議案審議等に助言・提言を得られるとの判断から選任しております。
千原 真衣子	○	-	弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していること、また、複数の上場企業の社外取締役 (監査等委員) を務めていることから、専門的見地を活かし、独立的な立場から当社の経営を監査することができるとの判断から選任しております。
石久保 好明	○	-	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を活かし、独立的な立場から当社の経営を監査することができるとの判断から選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上並びに株主重視の経営意識を高めるため、取締役についてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとの総額を有価証券届出書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、2022年6月30日開催の定時株主総会において現金報酬枠を決定しており、同日開催の取締役会において代表取締役及各取締役の報酬配分を一任する旨の決議（みなし決議）をしております。なお、各取締役の報酬額については、非業務執行取締役等である取締役及び監査役と協議し、決定しております。

また、2023年8月10日開催の取締役会及び2023年8月31日開催の株主総会（みなし決議）において、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与を決定しております。

監査役の報酬については、2022年6月30日開催の定時株主総会において報酬枠を決定しており、2024年6月14日開催の監査役会において各監査役の報酬を決定しております。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役のサポートはコーポレート本部が実施しております。取締役会資料は、コーポレート本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(a)取締役会

当社の取締役会は、4名（うち、社外取締役2名）で構成され、議長は代表取締役社長片石貴展が務めております。業務執行の意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には監査役3名（うち、社外監査役3名）が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b)監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名（うち、社外監査役3名）で構成され、議長は常勤監査役井桁遥が務めております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時的監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

(c)会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d)経営会議

当社は、経営会議を設置しております。業務執行取締役2名、執行役員1名で構成され、代表取締役社長片石貴展が議長を務めております。原則として毎月1回開催しており、主に、各部署からの業務遂行状況の情報共有や個別の経営課題に関する重要事項の協議等を行っております。

(e) リスク管理・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長片石貴展が務め、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、内部監査責任者及びその他委員長が指名する者が委員を務めております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。

(f) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の通り、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてリスク管理・コンプライアンス委員会、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であるとの考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2024年6月27日開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、株主構成に占める海外投資家の比率が増加した場合には検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。 現在は、四半期ごとに決算説明動画を公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。 現在は、四半期ごとに決算説明動画を公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR サイトを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等の掲載を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR活動は、コーポレート本部を担当部署として実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の投資者への会社情報の適時適切な開示を行うため、会社情報の管理基準及び管理手続を定めるとともに、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めることを目的として、適時開示規程を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の商品の仕入先に対して、アゾ化合物等を使用していないことを宣言する有害物質不使用宣言書及びサプライチェーンにおいて法令遵守や差別、強制労働等の排除を誓約する企業の社会的責任に関する誓約書の提出を義務付け、健全な事業活動の継続に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は2025年1月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作り及び管理体制の一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- (2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- (3) コーポレート本部責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- (4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。
- (2) 「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。
- (3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「インサイダー取引防止規程」を定める。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
- (2) 当社の内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
- (3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (4) 各部署は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (5) 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- (6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

5. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「就業規則」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (3) 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び使用人等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

- (4) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当者とする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (ア) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- (イ) 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。

10. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 「リスク管理・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。

11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (2) 緊急、又は臨時的支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を当社に請求する事ができる。
- (3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

12. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- (3) 当社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、又は使用人にその説明を求める。

- (4) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
13. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、関係会社の統制・管理における適性化を図り、yutori グループの利益を向上させ、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「関係会社管理規程」を定める。
- (2) 当社は、子会社の事業計画、業務の状況その他の重要な情報については、担当取締役より取締役会に報告する。ただし、当社の取締役が必要と判断した場合には、子会社の取締役より業務執行状況を取締役に報告する。
- (3) 当社は、子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、重要情報の保存・管理体制について、当社の社内規程に準じて子会社が社内規程を定め、運用することで、yutori グループの統制・管理を行う。
- (4) 当社の内部監査担当者は、必要に応じて子会社の監査を実施し、代表取締役より監査状況を取締役に報告し、yutori グループの内部統制の有効性及び効率性を確保する。
- (5) 当社の監査役会は、必要に応じて会計監査人や内部監査担当者と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関して監査する。
14. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の調査マニュアル」を制定し、所管部署はコーポレート本部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、日経テレコン、Googleのキーワード検索等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、年に一度は取引先全社の調査を行う予定です。また、主要な取引先との間で締結する契約書等には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を基本的に盛り込んでおります。

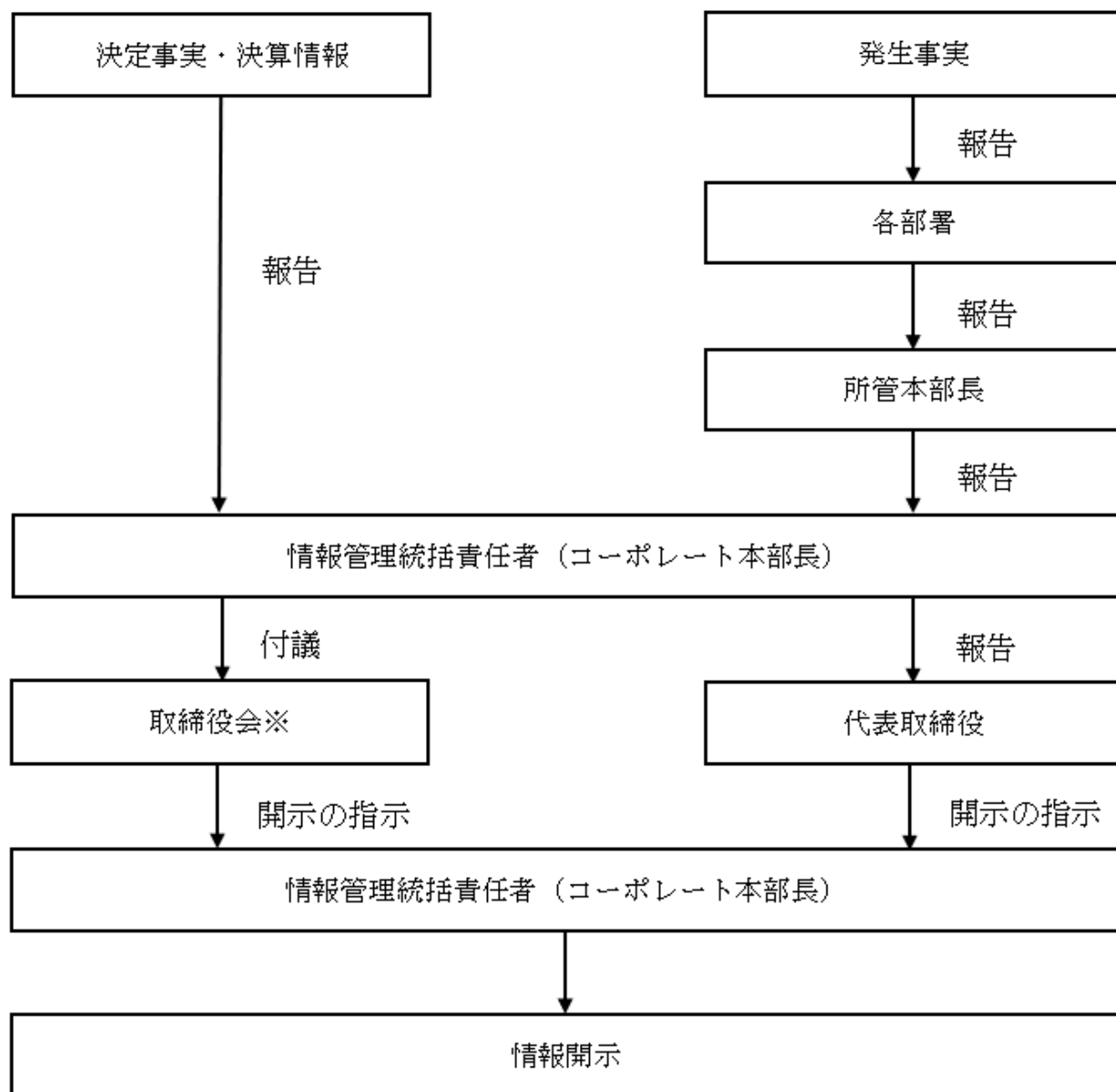
V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



※公表に緊急性のある重要事案に関する情報は、代表取締役の指示により公表の決定を行い、開示後に取締役会に報告を行うものとする。

